

第17回「化学物質と環境に関する政策対話」

議事録

- 1 日時 令和5年2月1日(水) 14:30~16:31
- 2 場所 赤坂サンスカイルーム 3D室  
(東京都港区赤坂 2-14-32 赤坂 2・14 プラザビル 3階)

3 出席者(敬称略)

学識経験者

- 浅利 美鈴 (京都大学大学院地球環境学堂 准教授)  
 亀屋 隆志 (横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授)  
 村山 武彦 (東京工業大学 環境・社会理工学院 教授)

市民

- 有田 芳子 (主婦連合会 環境部長、常任幹事)  
 橘高 真佐美 (オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 事務局長)  
 崎田 裕子 (ジャーナリスト・環境カウンセラー)  
 新良貴 泰夫 (日本生活協同組合連合会 社会・地域活動推進部 サステナビリティ推進グループ グループマネージャー)  
 槌田 博 (特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事)  
 中下 裕子 (ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事)  
 中地 重晴 (熊本学園大学 社会福祉学部 教授)

労働団体

- 富田 珠代 (日本労働組合総連合会 総合政策推進局長)  
 永井 学 (日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長)

産業界

- 浅田 聡 (一般社団法人日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学物質管理部会 副部長、トヨタ自動車株式会社)  
 太田 幸治 (アーティクルマネジメント協議会 運営委員長)  
 大谷 泰久 (日本石鹼洗剤工業協会)  
 (西條委員代理)  
 須方 督夫 (一般社団法人日本化学工業協会 常務理事)

行政

- 関 猛彦 (神奈川県 環境農政局 環境部 大気水質課長)

加藤 優奈 (厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課)  
(安井委員代理)  
大久保 貴之 (厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長)  
照井 秀樹 (農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課)  
(清水委員代理)  
水野 良彦 (経済産業省 製造産業局 化学物質管理課長)  
(高澤委員代理) (環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課)

#### 4 議題

- 新時代の化学物質管理について
- その他

(事務局) それでは、定刻になりましたので、第17回化学物質と環境に関する政策対話を開始いたします。

まず、本政策対話の事務局である環境省より神ノ田昌博環境保健部長に御挨拶をいただきます。お願いいたします。

(神ノ田部長) 皆様、こんにちは。環境省環境保健部長の神ノ田でございます。本日は大変お忙しい中、化学物質と環境に関する政策対話に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今回で17回目となります政策対話は、行政、産業界、民間団体など、幅広いステークホルダーの皆様と化学物質と環境に関する時々のテーマについて、それぞれの取組やお考えを基に対話をし、相互理解を深めていただくこと、またその成果を発信していくことを目的として開催しております。

令和2年1月に開催して以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして開催を見合わせておりましたが、本日3年ぶりに開催できますこと、大変うれしく思っております。

今回の政策対話では、議題を新時代の化学物質管理についてと致しました。SDGsや2050年カーボンニュートラルに向けた国際社会の動きの中で、ライフサイクル全体での化学物質管理に向けて、それぞれのステークホルダーがどのように取り組むべきかという点について、新たな時代を見据えた対話を行いたいと考えております。

本日御参加の皆様は、それぞれ立場は異なっておりますが、適正な化学物質管理

により環境を守っていかなければならないという問題意識は共有できていると思います。第三者的な評論ではなく、それぞれの立場からの取組を第一人称で語っていただき、相互の理解を深めていただければと思っております。

環境省からは、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（以下、SAICM）の概要や2020年目標の点検結果、そのほかの国際的な動向について話題提供させていただきます。また、産業界からも関連した話題提供を頂く予定となっております。ポストSAICMの枠組み構築に向けた国際的な議論や第六次環境基本計画の策定に向けた作業も始まっております。こうした動きも念頭に置きながら、委員の皆様に関連な御議論をいただければと思います。限られた時間ではありますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

（事務局） 部長、ありがとうございました。

それでは、今回から新たに御参加いただくメンバーの御紹介をさせていただきます。委員の皆様は、お手元の座席表と参考資料1、設置要綱の2ページ目を御覧ください。委員交代に伴い、設置要綱の別紙、構成メンバーを修正させていただいております。

まず、今回より学識経験者として京都大学の浅利美鈴先生に御参加いただいております。本日はオンラインで御参加いただいておりますが、到着が少し遅れるとの連絡を頂いております。

続きまして、労働団体としまして日本化学エネルギー産業労働組合連合会より永井学様に御参加いただいております。

続きまして、産業界としてアーティクルマネジメント協議会より太田幸治様に御参加いただいております。

続きまして、同じく産業界から一般社団法人日本化学工業協会（以下、日化協）より須方督夫様に御参加いただいております。

また、本日御欠席の委員の皆様につきまして、日本石鹼洗剤工業会・西條宏之様の代理としまして大谷康久様に御参加いただいております。また、農林水産省・清水浩太郎様の代理としまして照井秀樹様に御参加いただいております。また、厚生労働省労働基準局より安井省侍郎様の代理といたしまして加藤優奈様に御参加いただいております。

このほか住友化学株式会社・小田原恭子様、環境省・高澤哲也様から御欠席の御

連絡を頂いております。

事務局は、環境省大臣官房環境保健部環境安全課とみずほリサーチ&テクノロジーです。よろしくお願いいたします。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。委員、関係者の皆様は、お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第がありまして、その下から資料がございます。資料1-1本日の議論の進め方について、資料1-2国内外の化学物質管理の方向性について、資料1-3【日化協発表資料】化学品管理に関する日化協の活動、資料1-4化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて概要、参考資料1化学物質と環境に関する政策対話設置要綱、参考資料2化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて、をお配りしております。また、資料番号がついておらず恐縮ですが、追加資料といたしまして、【中下委員発表資料、ヨハネスブルクサミット2020年目標達成のための日本の化学物質管理制度に関する提言をお配りしております。一般傍聴の皆様は第10回政策対話の資料3と同じとなりますので、こちらを御参照いただければと思います。

加えて、一般傍聴の皆様にご覧いただけます。議事の間は、スライドのスクリーンショットやボイスレコーダーでの録音はお控えいただきますようお願いいたします。議事録につきましては、後日、環境省ホームページにて公開いたします。また、御覧いただいている配信画面から退出いただく際に本日の御感想などを記入いただくアンケートを御案内いたします。議事の都合上、一般傍聴の皆様から御意見を頂戴する時間が取れませんので、ぜひアンケートに御意見を記入いただきますと幸いです。

次に、本日の議事の概要を御紹介させていただきます。本日は、先ほど部長から御紹介いただきましたように、「新時代の化学物質管理について」を議題として御議論いただきます。意見交換の場として、ぜひとも個人的なお考えも含めまして活発な御発言を頂きますと幸いです。

それでは、この後の議事進行を座長の村山先生をお願いいたします。

(村山座長) よろしく申し上げます。多くの方、お久しぶりでございます。政策対話としては2年ほど空いたのででしょうか。この間、しばらく空いてしまったので、今後どのように進めるかというお話を非公開でさせていただきました。その点を踏まえ

で進めていきたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

それでは、議事の1つ目ということになりますけれども、今も御紹介ありましたので、今回の議題は「新時代の化学物質管理について」ということで、まず御議論をいただきたいと思えます。今も申し上げましたように、非公開の準備会合というものをメンバーの方々と2回ほどさせていただきました。その議論の内容を踏まえて、今回こういったテーマで議論するという事になっております。よろしくお願いいいたします。

では、最初に資料の説明を事務局からお願いいたします。

(環境省) 環境省の川原でございます。それでは、資料1-1について御説明申し上げます。資料1-1を御覧ください。

本日の議論の進め方や論点についてでございます。先ほどありました準備会合では、例えばカーボンニュートラルに向けた国際社会の動向の中で、あるいはライフサイクル全体で考える視点での化学物質管理について、各主体がどのように取り組んでいくかといった観点から、化学物質管理に関する将来に向けた議論を行ってはいかがかといった御意見、あるいは欧州の化学物質戦略など、これらの歴史的変革の経緯なども含めて日本の化学物質管理の在り方と比較を行うことで、まずはそういったことに関する共通認識を持った上で、今後の化学物質の在り方について議論してはどうかといった意見が主にございました。それ以外にも労働安全（以下、安衛法）と情報伝達、あるいは教育に関する御意見などもあったところでございます。

今回はまず、国内外の化学物質管理に関する大きな流れについての共通認識を持ち、化学物質管理に関する将来に向けた各主体のお考えなどをお話しいただければと考えてございます。日本におきましては、先ほど部長よりお話がありましたが、第五次環境基本計画ではSDGsの考え方も踏まえまして、時代の転換点といったキーワードもございました。今後、ポストSAICMの国内実施計画だとか第六次環境基本計画の策定に向けた議論も本格化してまいりますところ、これらの意見を踏まえまして、今回は新時代の化学物質管理についてということでお話しできればと思っております。

全体といたしましては、新時代の化学物質管理に向けた議論のための話題提供といたしまして、まずは資料1-2で国内外の化学物質管理の方向性ということでお示しさせていただく予定でございます。また、資料1-3におきましては、日化協

様から、国際的潮流に対応していくための産業界の取組として、その中で必要と考  
えておられる点について御紹介いただきます。また、本日ですけれども、NGOさ  
んから取組についての御提案がございましたので、こちらについてその後に御紹介  
いただければと考えております。それから資料1－4ですけれども、こちらに関し  
ましては一部おさらいになりますが、この政策対話で関連づけについて御紹介させ  
ていただきました。平成30年に取りまとめたものに関して御紹介させていただいて  
おります。

これらを踏まえまして右側に示してございます論点といたしまして、新たに対応  
が必要なリスクなどは何なのか、あるいは国際潮流を踏まえてどのような対応が必  
要になってくるのか、そのために各主体ができるアクションにはどういったものか  
あるのかといったことについて、各主体の考えや思いなどを共有いただき、まずは  
相互理解が深められればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局) 続きまして、資料1－2について御説明させていただきます。資料1－2を御覧  
いただければと思います。

資料1－2の目次としましては、SAICMの概要及び2020年目標の点検、化学  
物質管理に関する方向性と課題という章立てとなっております。

まず、SAICMの概要についてです。こちらは2002年のヨハネスブルグサミッ  
トにおいて、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響  
の最小化を目指すというWSSD2020年目標が設定されました。そのための行動の  
1つといたしまして、SAICMが採択されたところです。

その後、2006年に第1回国際化学物質管理会議が開催されまして、目標達成のため  
の方途としてSAICMが採択されております。

こちらの点検というものが行われております。第三者による客観的な評価報告と  
いうことで、SAICM第三者独立評価報告書というものが出ております。この中  
では、SAICMの強・成功事例といたしましては、自主的なアプローチによる多  
様なステークホルダーの参加があったということ、情報共有やGHSの実施促進は  
一定の成果があったということ、クイックスタートプログラムの実施をされたとい  
うこと、新規政策課題の指定による優先順位をつけた課題への取組が行われたとい  
う点が指摘されております。

一方、課題といたしましては、リソースとして資金や人材の不足があるという点、

新規政策課題のうち、塗料中鉛以外はまだ課題が残っているという点、産業界やアカデミア及びハイレベルの関与が不足しているという点、S A I C Mの進捗評価の仕組みの不十分さという点が挙げられておりました。

また、先ほどの報告書のほかに、Global Chemicals Outlook IIという国連環境計画（UNEP）による報告書もございます。こちらは、国連環境計画が2019年に公表したもので、S A I C Mも含めた国際的な化学物質管理に関する状況を科学的、技術的、社会経済的な観点から取りまとめたものでございます。

この結果としましては、2020年目標の達成は厳しく、全てのステークホルダーによる、より野心的で広範な取組が必要と評価されたところでございます。例えば指摘された点を幾つかかいつまんで御紹介いたしますと、1点目、世界の化学産業の規模は拡大していて、消費と製造が急速に増加している。サプライチェーンも複雑化している。このような中で、リスクが生じるけれども、持続可能な消費、製造、製品イノベーションの機会にもなるのだといったことが記載されているところでございます。

続きまして、8スライド目を御覧いただければと思います。化学物質管理に関する方向性と課題についてです。まず、現在あります国際的な潮流といたしまして、大きく4つあると認識しております。1点目が左上の持続可能な開発のための2030アジェンダでございます。

この右隣、炭素中立（カーボンニュートラル）の概念があります。パリ協定として世界共通の長期目標、2℃目標というのが設定されたところですがけれども、この実現に向けて120以上の国と地域が2050年カーボンニュートラル目標を設定している状況です。

左下、循環経済（サーキュラーエコノミー）です。こちらは従来の3Rの取組に加えて、付加価値を生み出す経済活動として循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すということが潮流となりつつあります。

最後、右下、自然再興（ネイチャーポジティブ）でございます。こちらは2021年に2030年自然協約が採択されまして、2030年までに生物多様性の減少を食い止め、回復に向かわせるという地球規模の目標が表明されたところでございました。

こうした潮流がある中、化学物質に関する国際的に指摘されている課題としまして、スライド9にお示ししています。Global Chemicals Outlook IIの中では、今後

の課題として大きく3点指摘されております。1点目が国内外の化学物質と廃棄物の適正管理に向けたあらゆる行動やプログラムの強化が必要だという点、2点目、関連する他の分野の政策に化学物質と廃棄物の適正管理を統合していくことが必要という点です。他の分野といったときに下に5つ挙げられておりました、例えば経済戦略、教育、イノベーション、資金調達やインセンティブ、知る権利や司法へのアクセス等が挙げられております。3点目が企業のコミットメントの強化という点でございます。

これらの化学物質と廃棄物の適正管理をあらゆるレベル、他の分野の政策に統合していくということに当たっては、SDGsを活用することが有用だという点も指摘されたところでございます。

ただいま言及いたしました他の分野との連携に関する議論といたしましては、UNEPから化学物質及び廃棄物管理に関する多分野との連携に関する報告書というものが出ております。ここで多分野といいますのは、1、健康、2、労働環境、3、生物多様性、4、気候変動、5、農業と食料、6、持続可能な消費と生産、7、人権の7つでございます。この7つについて、化学物質及び廃棄物分野とどのように調整できるか、協力できるかといった機会があるか、またどういったトピックで協力できるかといった点が報告されているものでございます。

内容を簡単に次のスライド11ページ目から御紹介いたしますと、例えば健康分野との連携という観点では、WHOの化学物質ロードマップとSAICMの次期枠組みとの連携強化という点が指摘されております。また、その下、労働環境については、知識の共有と化学物質に関するデータベースの連携という点が挙げられております。3点目、生物多様性については、SAICMの次期枠組みと生物多様性に関する次期枠組みのターゲットや指標の整合、連携強化という点が挙げられております。

続いて12ページです。No.4の気候変動に関しては、パリ協定の目標達成に向けた協力が必要だとの指摘があります。また5点目、農業と食料に関しては、農薬管理に関する国際行動規範の実施と肥料コードの実施といった点を書いています。一番下、6番の持続可能な消費と生産については、資源管理と効率性を向上させるための協力が必要だとの指摘があります。

最後、13スライド目です。7番の人権に関しては、国連高等弁務官事務所との連



携強化といった点が挙げられております。また、そのほかのテーマといたしまして、科学政策インターフェースの強化といった点が指摘されたところでございます。

次の14スライドは、ただいまの報告書とは独立して動いているものかと思えますけれども、化学物質とSDGsに関する実践コミュニティというものが立ち上がっております。こちらはSAICM事務局とケープタウン大学によって立ち上げられたもので、各地域・セクターの代表者を集めたコミュニティということで、政策対話に似ているような形かと認識しております。

ここでは化学物質とSDGsに向けた取組に関するネットワークをつくるのが目的とされておまして、例えば化学物質と生物多様性ですとか多分野との連携や共通課題みたいな観点でディスカッションが行われているようでございます。

ここまで国際的な話について御説明してまいりました。ここから我が国におけるSAICM国内実施計画の点検結果について御紹介させていただきます。SAICMについては、SAICM国内実施計画が平成24年に設定されております。これは2020年目標の達成に向けた我が国の包括的な化学物質管理に関する計画でございまして、下にお示ししています6つの柱で整理がなされております。こちらの6つの柱について、各主体における取組の進捗結果について点検が実施され、それを令和2年にSAICM事務局へ提出されております。

点検といたしましては、各主体としてこの6つの柱に照らし、どういった取組をやってきたのかといった観点で整理がなされております。例えばスライド16に記載してございますけれども、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、化審法）の改正や化学物質排出把握管理促進法（以下、化管法）の見直し等を行うという点、環境中の化学物質による子供の心身の健康への影響等の未解明の問題に係る取組を進めてきたという点が記載されました。

また、水銀に関する水俣条約の早期発効に尽力したという点や、水俣病経験国として世界の水銀対策の推進に貢献したみたいなことが記載されております。

ただ、課題といたしまして、一番下の記載になりますが、各主体におけるSAICMの認知度が十分ではなかったという点が挙げられておまして、今後も継続的、着実にSAICMの取組を推進する際には、SAICMの具体的な内容、達成すべき目標を十分に認知させる必要があるとされております。

資料の説明としては以上となります。この後ろに参考資料といたしまして、SD

G s の内容等を参考までに記載しておりますので、議論の途中で適宜御参照いただければと思います。資料1-2については以上です。

(村山座長) ありがとうございます。今SAICMの点検結果に関する内容、それから今後の枠組みに関する動向等についてお話をいただきました。

それでは、続いて日化協の須方さんから、こうした国際動向を踏まえた産業界の取組についてお話を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

(須方委員) ありがとうございます。日化協の須方でございます。お手元に資料がある方につきましては、表紙の下段の2ページ目から御紹介をさせていただきます。

日化協、日本化学工業協会は、化学品の製造及びその関連の事業に関わります約180社の会員企業と約80の団体会員から構成されております。その中で化学品管理につきましては、スライドの右側、8つの委員会のうちの1つでございます化学品管理委員会の下で事業を行っております。

めぐりまして3枚目になります。化学品管理に関わります活動の概要をまとめております。日化協では化学物質のリスクに基づいて、自主管理という観点を踏まえつつ、会員企業の事業をここに記載しております3つの観点から支援しております。具体的には4枚目で御説明差し上げたほうがよろしいかと思いますが、4ページ目に記載しておりますように、国内外の化学品規制の対応につきましては、国内法ワーキンググループ、それから海外法のワーキンググループの2つをまず大きく組織しております、その中で国内規制については国内法ワーキンググループの下に分野ごと、法規制ごとにさらに複数のワーキンググループを組織しております。

一方で、海外の規制でございますが、海外法ワーキンググループの下で欧州規制、東アジア、東南アジア、それから米州その他の地域というように地域ごとに分けた検討チームをさらに組織し、記載しております3つの観点から活動を現在行っております。特に化学品規制の的確な対応支援につきましては、人材育成、それからリスク評価、情報伝達、技術開発等の支援を行ってきております。以降のスライドではこうした人材育成や技術支援活動の例について具体的なものを御紹介させていただきます。

資料5枚目になります。日化協では、非会員の企業の方々も対象とした化学品管理に関わります2種類のセミナーを1年間通じて開催しております。そのうちの1つがケミカルリスクフォーラムでございます。詳しくは資料に書いてございますU

R Lをクリックいただければ関連の情報がございますが、化学物質のリスク評価ができる実務担当者を養成するため、2002年からケミカルリスク研究会という形で発足し、2008年からは現行の形で運用を進めております。リスク評価のための広範な知識や技術の習得を支援しているところでございます。

一方で、リスクアセスメントセミナーにつきましては、2022年度は改正労働安全衛生法により定められた化学物質の作業者リスクアセスメントに対応した実践的なリスクアセスメント手法を御理解いただくためのセミナーを開催してまいりました。

次、キャパシティビルディングについてでございますが、国際化学工業協会協議会（以下、I C C A）の取組として、世界中でしておりますが、私どもは其中でA S E A N各国へ化学物質のリスク管理やG H Sの導入支援といった形で活動させていただいております。

なお、参考までに直近ではこの中で1月27日にケミカルリスクフォーラムを開催し、国内法規制、米国、欧州法規制動向について教育的なセミナーを開催させていただきました。

6ページでございます。リスク評価、情報伝達支援の例でございます。日化協では化学物質の有害性情報、ばく露情報、リスク評価、安全性要約書といった一連の作業をワンストップで行うことができます化学物質リスク評価支援ポータルサイト、いわゆるB I G D rと呼んでおりますが、こちらを2013年からウェブ上で公開し、それ以降、随時アップデートしております。資料では小さな絵で恐縮ですが、大きな絵は記載しておりますU R Lをクリックいただくと御覧いただけますが、この絵の左側から右側に安全性要約書作成までの一連の作業が移るようなイメージになります。情報収集のほか、B I G D r . W o r k e rを用いたリスク評価、あるいはG S S（安全性要約書）メーカーを用いた安全性、要約書の作成のほか、会員各社が作成されました安全性要約書もこちらで公開しております。S D S（安全データシート）と異なりましてウェブ上に公開しておりますので、皆さんが御覧いただけるような状況になっております。現在は2023年1月4日段階で715件安全性要約書を公開しているところでございます。

次、7ページ目でございます。化学品の安全性評価のための研究を長期的な観点から支援する取組でございます。ロングレンジ・リサーチ・イニシアチブ、私どもでは長期自主研究活動（以下、L R I）と呼んでおりますが、この取組は1999年か

ら I C C A の下でグローバルに進める自主的な研究助成事業でございます。現在、米国の化学工業協会、欧州の化学工業連盟、A C C、C e f i c と共に活動しております。国内、特に直近2022年度の具体的な取組については、スライド右側に書いてございますURLをクリックいただくと、どういった研究が現在進められているか御確認いただくことができます。

さらに次年度に向けました新たな研究テーマについても募集を行っておりまして、今回も多くの皆様から応募いただいているところでございます。採用させていただきました新たな研究課題については、2022年度末には公開できる見込みでございます。

スライド8枚目になりますが、そういったL R I 活動の中で規制との絡みということで一例御紹介させていただきます。このスライドではE U の進めておりますケミカル・ストラテジー・フォー・サステナビリティの中でも推進されております実験動物を用いた安全性評価手法から、New Approach Methodologies（以下、N A M s）と呼ばれておりますコンピューターや培養細胞を用いました動物実験代替法への移行の取組を示しております。昨年6月にはL R I の国際ワークショップをA C C、C e f i c と共に日本国内で現地参加とオンラインのハイブリッド方式で開催しております。20カ国から379名の方々に参加登録いただきまして、現在のN A M s の開発の状況と今後実用化するためにどういった科学的な課題があるのかをグローバルに共有しました。参考までに右下にURLを載せております。本ワークショップでの成果を報告書という形で公開しているのでご覧いただけたらと思います。

次、9ページ目になります。こちらは私個人的な問題意識ということで、人材育成について記載しております。各国で化学品規制の整備が進んでおりますが、先ほども御紹介がございました、S A I C M、あるいはポストS A I C M に関する議論が進められる中で、こうした規制に対してスピード感に人材育成が計画的に進められているかどうかという観点でございます。スライドではその具体的な例として、動物実験、それから先ほど御紹介いたしましたN A M s のケースを挙げております。

スライドの左側、従来の評価と書いてございますのは、ごく一般的な実験動物を用いた化学物質の評価方法でございます。例えば人の健康影響の評価を行うために、現在は、げっ歯類の情報から人の健康影響を評価、いわゆる個体から個体を評価していますが、N A M s が導入されるとどのような世界が待っているか。即ち、個体

から個体ではなくて、コンピューターであるとか、場合によっては細胞を使って人の体全体を評価することになります。

こうしたことが想定される中、懸念といたしまして、左側の下が主流になってきたときに、個体から個体への評価に必要な知識というのがちゃんと将来の専門家に伝承されなければ、正しく人の健康影響評価ができなくなる可能性がございます。いわゆる臨床的な経験、実務経験が減ってくることによるリスクでございます。こうした将来起こり得るかも分からない懸念に対して、前広に人材育成していく必要があるのではないかと思います。

こういった観点からこのスライドの左上に書いてございますが、将来を担う方々はもちろんですが、そういった方々にちゃんと知識を伝承できるような専門家の育成も足元の課題としてあるのではないかとというのが私自身の問題意識でございます。

以上でございます。

(村山座長) 須方さん、どうもありがとうございました。今、日化協の最近の活動について御紹介いただいたということになると思います。

それでは、次に最初に事務局からも御紹介がありましたように、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の中下さんに急遽資料を御用意いただいておりますので、こちらについて御紹介をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

(中下委員) ありがとうございます。ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の代表理事をしております中下でございます。2016年段階で配付したものでございまして、その当時、代表は立川涼が就任しておりましたが、平成29年に亡くなりましたので、その後は私が引き継がせていただいております。2016年にこれをお出ししたのは、先ほど御報告ございましたけれども、2012年ぐらいにS A I C M国内実施計画が策定されておりました。私どもはその策定に当たっていろいろな意見を聞いていただきましたし、この会議の中でも議論させていただきました。

私どもが申し上げた中に2つ大きなポイントがございまして、1つは未解明の問題に対してきちっと解明してほしいということがございました。もう1つは、今の化学物質管理というのは基本的に縦割りになっておりますので、どうしても隙間が生じているのではないかと。その隙間を埋めるように努力してほしいというところで、今後の課題という項目の下に隙間問題が指摘されました。

そこで私どもとしては、このように解決してもらいたいという未解明の問題や今

後の課題に対しまして、具体的な提言にまとめさせていただいたのが今回お配りした書面でございます。

長くなりますので、皆さんに後で読んでいただければと思いますが、1ページめくっていただいて2ページに目次がございますので、今日はその概要を御紹介させていただきたいと思います。先ほどもSAICMの御紹介がありましたように、やはり化学物質の総合的管理というのをSAICMは目指しているということについては皆さん異論がなかろうかと思いますがけれども、翻って日本の制度が果たして総合的管理になり得ているのかということを考えますと、4ページの図を見ていただいたら分かります。

化審法施行状況検討会で配られた資料から引用させていただいておりますが、このように個別法が非常に並んでおりまして、それぞれの所管が決められているのですけれども、どちらにもまたがるかなとか、どこもやっていないというところがちょこちょこ出てきておりまして、私どもとしてはこの隙間をぜひ埋めるべく、まずどの分野にでも基本法があって、基本理念と基本施策と担当するところが書かれているかと思うのですが、どうも化学物質法制の分野でそれが無い。横串を通すような基本法をきちっとつくって対応いただくべく大分前から私たちとしては取り組んできて、署名運動も隣におられる中地さん、有害化学物質削減ネットワーク（Tウオッチ）さんと一緒に取り組んで、そのときは労働組合さんも一緒に加わっていただいたという流れがございました。それがなかなかできていないので、司令塔なき縦割り規制ではないかと。それは困るから、きちっと司令塔をつくってほしいという提言をまずさせていただいております。

それから、化審法につきましては、日本である意味で3省庁共管しておられるし、最初に製造されて市場に出るときに、その法律を守っていなければいけないというものですから、入り口規制の一番重要な法案でありますけれども、これも限界があるということを指摘させていただいているのが提言でございまして、16ページの①、②は先ほど申し上げた化学物質政策基本法が必要ではないかということでありました。③については化審法に基づく化学物質点検を行われておりましたけれども、スピードが遅かったので、もっとスピードアップしてくださいということを申し上げております。

さらに4つ目が大変抜け落ちている点ではないかと思っているのですけれども、

御承知のとおり化審法は適用範囲が環境経由の間接ばく露だけなのです。そうしますと、塩化ビニルのような物質は毒性が多いのだけれども、環境ばく露だとなかなか検出されないということもあって、優先物質から外れるということがございまして、直接ばく露も対象にしてくださいということをお願いしたのですが、それについて化審法は環境経由ですからということで、直接ばく露はどこでやっていらっしゃるのですかと言うと、これまた個別法になるわけです。そうすると労働者については安衛法がございまして。そして、毎年のようにリスク評価を行って、化学物質をきちっと点検していらっしゃいます。ところが、私たち消費者に対する家庭用品、家庭用品規制法は御承知のとおりリスク評価のシステムができていのかと思うぐらい、時々海外で規制されたら慌てて日本でも規制するといった流れにとどまっていると私どもは思っています。もうちょっとリスク評価の仕組みをきっちり埋めてほしいということがこの提言の中身になっております。

それから、消費者ばく露分野におけるリスク管理の提言、18ページを御覧いただければと思います。提言が18ページなのですけれども、中身は19ページ。シックハウス対策というのが厚生労働省さんで指針値を決められるのですけれども、それを例えば建築基準法とかに具体化するところは国交省さんで、指針値を決めた物質全部を具体化していらっしゃらないのです。それから、それが代替物質に変わったときに、それについて全然手当てがないのです。代替物質だって危険なものはあるわけなのですけれども、そういうものがないとか、先ほどもちょっと出てきたかと思いますが、化学物質に脆弱な人々への保護もSAICMの基本理念でしたけれども、そういう配慮が今のシックハウス対策において講じられていることは残念ながらないのです。だから基準値を満たしている家に入っても苦しいという、化学物質過敏症の方にいらっしゃいます。

実は、今の香害の問題も同様の問題をはらんでいるのではないかと思います、そういう脆弱な人々への配慮を具体化するような法律がないということが現状でございまして。

それから、農薬規制の抜本的見直しということで2つ提言しておりますが、農薬取締法につきましては、一応進展しております。その後改正が行われまして、御承知のとおり見直し、再評価制度といったものが導入されるようになりましたし、登録の段階もかなり規制強化されました。ただ、これはまだまだ問題はあろうかと思

っておりますので、今はその運用について私たちは注視しております。

2つ目がいつまでたっても本当に動かないのですけれども、殺虫剤、バイオサイド問題です。御承知のように衛生害虫用の殺虫剤については薬機法で規制されておりますけれども、不快害虫、例えばシロアリ駆除のようなもの、あるいはコバエとかそういったものについては規制がありません。

私は弁護士ですのでいろいろ被害の相談を受けることがございます。そういう中でやはりシロアリ駆除というのはかなり大きな比率を占めます。というのは、御存じのように床下にまいて、それが以前は10年保証しますという話でしたし、今でも5年保証で5年に一回またまきに来るわけです。こうした状態で、日常的に床下からのばく露を受けている。それもかなり強いものが使われておまして、クロルゲン、あるいはクロルピリホス、今はネオニコチノイドといったものが使われているので、どうしても健康被害が発症しやすい。

そういう中でこのような殺虫剤について規制するところがないのです。どこも今やっていないのです。これは問題が大きいではないですかと前も申し上げまして、そうしたらSAICMの実施計画の中に今後の課題で入れていただきましたけれども、そのときの表現が何か問題があると指摘があるとしか書いていなくて、一体どこの省庁がどのようにそこの穴を埋めていくのかということについての具体的な記載がない。こんな中途半端なことのできるのですかと私も思ったのですけれども、やはり心配が事実になりまして、これは一切行われていないです。埋められていない。これは積み残し課題なので、ここで御議論いただいて、どこの省庁さんか分かりませんが、責任を持ってやっていただきたい。

それから、もう1つが内分泌かく乱化学物質です。これについては、EUでは既に規制が始まっておりますし、日本では不明なことが多過ぎるという理由で政策が頓挫してしまったように思います。ところが、2012年にはWHOのグローバルアセスメントが出されておまして、内分泌かく乱化学物質は動物の世界だけではなくて人間でも起こり得る脅威であるということをWHOも断言しておりますし、その後、世界的には幾つも論文が積み重なっておまして、恐らく産業界も対応されているのではないかと。

先ほど御紹介のありましたいろいろな研究につきましても、恐らくよく御存じのことだろうと思います。そしてEUでは既に農薬の規制が始まりました。さらに消



費者製品にも規制をかけていくということが例のEUの持続可能な化学物質戦略に書かれております。いいかげん日本でもちゃんとやるべきなのではないでしょうかと申し上げたのですけれども、生体影響についてはノニルフェノールエトキシレートが化審法の第二種特定化学物質（二特）になる可能性が出てきました。それは一歩前進だと思いますが、人影響だってたくさん論文はあるのですので、もう少し真剣にこの枠組みでの規制を考えていただきたい。

それから、6番目の情報伝達の在り方に関する提言ですけれども、化学物質の名称も法律によって違うのです。P R T R法と家庭用品品質表示法と26ページにその違いの表を書いてございますけれども、これでは消費者は分かりません。私も分かりません。ぱっと見て同一物質だということは判定できません。表示について消費者のことをもうちょっと考えていただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げた環境ホルモンだと言われているフタル酸化合物といったものは、プラスチック製品等に絶対含まれているのですけれども、何が含まれているのかということが全く消費者には分かりません。あるいは、難燃剤という種類についても一体どういうものが含まれているか。先ほどちょっと申し上げたような香害問題も一体何が含まれているのか消費者には一切分からない。そういう中には内分泌かく乱作用が指摘されている物質もあります。

なのでぜひ消費者に対して成分の中の有害物質に関する情報、少なくともP R T Rでやっているぐらいの幅広い物質数を——特に有害物質というと化審法の一特や二特でないのだめというくくりではなく、もう少し恐れがあるものも全て含めて、あるいは海外で規制されているものの情報は消費者に届くようにしていただきたいということを提言させていただきまして、残念ながらこれはほとんど残っております。私たちが言いつ放しになっておりまして、なかなか実現できていないので、こういう機会を頂きましたので、再度2020年目標で達成できなかったことを達成していただくということもお考えいただければと思っております。ありがとうございました。

（村山座長） ありがとうございました。既に出していただいているものですが、化学物質管理制度の観点から様々な御提言を御紹介いただいたということになります。

それでは、それぞれ御紹介いただいた内容について、御質問、御意見を頂きたいと思いますが、その前に政策対話としては今日頂いた話題提供の中にもありますけ

れども、人材育成という観点は割と議論を重ねてきたというところがあります。こういう内容を思い出す、あるいは取りまとめた後に委員として就任されている方もいらっしゃると思いますので、事務局からこの内容について簡単に御紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局) 皆様、議論の時間を早くというタイミングかと思いますが、あと5分だけ事務局から資料の御説明をさせていただきます。

資料1-4を御覧ください。こちらは平成30年に政策対話にて取りまとめました化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けてというものでございます。こちらは化学物質に関するリテラシー向上に向けた人材育成が重要との議論がありまして、第9回から第13回政策対話で議論された内容を取りまとめたものでございます。資料の本編自体は参考資料の2として用意してございます。

取りまとめの内容としまして、まず1点目、化学物質と環境リスクに関する理解力を身につけることの重要性ということで、化学物質のライフサイクル全体を捉えて、その利便性を享受しつつ環境リスクを適切に管理していく観点から、環境リスクを理解する力を身につけることが極めて重要だという点を記載しております。また、行政、事業者、教育機関等様々な主体が、理解力を身につける機会を提供し、市民を初めとする化学物質の利用者がその力を向上させて、化学物質に関する基本的素養を高めることにより、化学物質の選択や使用、廃棄の際に自ら環境リスクを適切に判断して、低減するための行動につなげることが期待されるとしています。

具体的に各主体及び主体間連携による取組として期待される役割も整理されています。3点目に記載しておりますが、例えば行政に対しては最新の情報を反映したガイドブック等の内容の更新ですとか、地方公共団体や他の主体との連携という点が期待されていると記載されました。また、事業者の皆様におかれましては、中小事業者における従業員のスキルアップですとか、須方委員からも御指摘がありましたように、専門家に求められるスキル、知識の在り方等検討が必要だといった指摘をしています。教育機関に関しましては、児童生徒の発達段階に応じて学習内容を工夫するという点のほか、社会人教育も含めて教育体制及び内容を充実させることが記載されております。そして、市民の皆様には各主体のつなぎ手となることという点が期待される点として整理されたところでもございました。

簡単ではございますが、資料1-4の御紹介は以上となります。

(村山座長) ありがとうございます。それでは、これから質問、御意見、意見交換というように進めたいと思いますが、共同座長の浅利先生がお見えになっていますので、一言御挨拶いただければと思います。

(浅利座長) 少し遅くなりました。お世話になります。今回から参加ということで、私自身は25年程度、ごみの研究を中心にやってきました。その中では水銀であったり、先ほど話があったような農薬であったり、そういったものを扱ってきましたし、家庭系の有害廃棄物を追いかけてきたりもしましたが、最近は消費者教育といいますが、環境教育、SDSsに関する教育といったことにも力を入れておりますので、勉強しながらになるかと思っておりますけれども、ぜひ皆様の議論に加われたらと思っております。よろしく願いいたします。

(村山座長) ありがとうございます。

それでは、これまでの時間で資料を一通り御紹介いただきました。まず、国内外の化学物質管理の方向性についてということで、特にSAICM、それから国内、国外の動向について御紹介いただきました。その後、日化協の最近の活動を具体的に御紹介いただきました。続けて、中下さんから2016年に出していただいている提言の概要を御紹介いただいております。最後は、理解力の向上とその取組についてということで、この政策対話のまとめという形で出しているものがありますので、この概要を御紹介いただいたということになります。

これらの資料について、まず基本的な御質問をお受けしたいと思っております。比較的早目に進んでいるようですので、ある程度時間が取れると思っておりますが、まず資料について御質問がある場合、御発言いただければと思います。では、浅田さんからお願いたします。

(浅田委員) どうもありがとうございます。日本自動車工業会から参加している浅田と申します。よろしく申し上げます。

まず、ポストSAICMの話です。今回の資料では、2回ほど国際会議が行われたようなのですが、実際のポストSAICMの議論がどうなっているかということについて環境省様に御説明いただきたいのです。よろしく願いいたします。

(環境省) ポストSAICMの話に関しましては、御存じのとおりICCMで行ってございますけれども、まだ具体的な内容等々は決まっていないところがございます。それは継続して議論されているところでございますので、今この場所で具体的な話はま

だお示しし切れない部分があります。国際動向については、次年度以降に具体的な話ができるのではないかと考えているところでございます。

(村山座長) よろしいでしょうか。次回以降ということですね。

そのほかいかがでしょうか。中地さん、お願いいたします。

(中地委員) 中地ですけれども、資料1-2で国内外の化学物質管理の方向性で、SAICM国内実施計画の点検結果を御報告いただいたのですけれども、そもそもこの政策対話でも2015年前後、ICCM4に国内実施計画を持っていかなければいけないということで、地方自治体であるとかいろいろな産業界、あるいは私どもNGOなどに対してアンケート等を取られて、実施計画の進捗状況を議論したはずなので、その辺のことについてきちんと御報告されてしかるべきだと思うのですが、なぜ政策対話での議論の積み重ねを報告されなかったのかというのを事務局なり環境省さんでお考えがあれば、議論を積み重ねてきたつもりなので、報告していただきたかったということで御質問させていただきます。

(環境省) 承知いたしました。その点につきましても改めて整理させていただいて、これまでここで行われた議論に対してその後どうなったかという形で少し整理させていただいて、示させていただこうと思います。

(村山座長) ありがとうございます。今回は第17回ということで、この会合もそれなりの歴史が出てきたわけですが、どちらかというところまでは議論の記録を逐次の議事録という形で取ってきました。それはそれで意味があると思っているのですが、その結果どういう議論があるかということは全部読まないといけないところもありますので、今後その辺りをもう少し改善していくという話が最後出てくると思います。よろしくお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。中下さん、お願いします。

(中下委員) 国連の取組について、海外の動向として御紹介いただいたと思うのですけれども、例えば前回の準備会合の議論ではEUの持続可能な化学物質戦略について話題になりました。もちろんカーボンニュートラル、あるいは循環経済となるにしても、化学物質については独自の問題があると思っているのです。それが有害化学物質の適正管理だと思うのです。EUではその考え方に立って、材料の化石燃料からの転換であるとか、プロセスの中での化石燃料を減らすということのほかにも、有害化学物質の削減、適正管理といった観点から幾つか目標が挙げられていて、その中に内

分泌かく乱物質が入っているというのを私たち承知しているのですけれども、その点もう少し詳しく御報告いただけると。その方向性が具体的に見えないと、今後の在り方ということについても議論がすごく散漫になるかなと思いますので。

それから、EUだけでなくアメリカでも政権が変わった後のバイデン政権での化学物質に関連する環境政策があるかと思っておりますので、特にPFASというのはすごく強化されていますから、そういうことについても御報告いただいたらどうでしょうか。日本の取組が遅れているから私はいつも申し上げていることで、その部分が全然ないから、御紹介いただけるのではないかと考えております。

(環境省) ありがとうございます。今回、事前に開催した準備会合を踏まえまして、やや大きな動向を皆さんでまず勉強して共通認識の方向を持つという方向で整理しました。今御指摘いただいたような点といたしますのは、やや個別具体的な、それ1つで政策対話のお時間を使えるような件もございますので、今回の議論等も含めまして、次回以降のテーマ決めの辺りで少し詰めていって、それを次回のテーマにするかしないかといったことも次年度の準備会合の際にいろいろと御議論して決めていければいいかなと思っております。

(中下委員) 大きな問題とおっしゃいましたけれども、化学物質の分野ではEUの戦略を読んでいたいただければ分かりますが、結局化学物質は脱炭素と共に有害化学物質適正管理をやらなければいけない、この2つが2大課題であるとちゃんと書いてあります。だから有害物質管理が大きな課題なのです。そこが抜け落ちているから問題だと申し上げているのです。環境省も今回の環境基本計画などを見ましても原点だと書いてあるのです。環境省の原点として公害防止、あるいは化学物質汚染といった問題に対処するのだと書いてあるのですけれども、そこの認識がやや希薄になっていて、どんどんエネルギー、温暖化、あるいはサーキュラーエコノミーの中でも有害化学物質管理の視点が一つも入っていないのです。こういうのは問題だと思うのです。化学物質は独自の課題があるのだから、有害化学物質管理という観点から議論しないと議論が上滑りになると思います。ぜひ検討してほしいと思います。

(村山座長) 昨年度、しばらく時間も空いたということで、メンバーの皆さんと非公開の準備会合にて、今後どういうテーマでやりましょうかという意見交換をさせていただいたと思います。その中で中下さんから今お話があったような御意見があって、今後3回ぐらいの政策対話の中で、地域別にどういった取組をしているかといった

形で御紹介いただくという機会があるのではないかと思います。これはまた今後の相談になりますけれども、その点は私も大事だと思っていますので、今後そういった点も含めて扱っていくことになるかと思っています。

(中下委員) もう1つだけ。須方さんに今の点について、先ほど日化協としていろいろ御研究に御支援しておられると伺いましたけれども、その結果に基づいて何か自主的取組でこういう有害物質は代替していこうというお取組があったらぜひ御紹介いただけたらと思うのです。

(須方委員) 具体的な取組というのは、恐らく私の理解ではまさにポストSAICMで議論されていると理解しています。その前に、例えばポストSAICMの議論とはちょっと違うのですけれども、Ceficのホームページを見ていただくと、物質の開発の初期段階から安全性に加え、サステナブルな観点も考慮してデザインを考えていきましょうというキーワードが出ています。これは先ほどおっしゃられたようにEUの政策の1つであるとともに、ポストSAICMでも議論されています。ですから今おっしゃられたような安全性というのをサステナビリティ、いわゆるよく言われておりますグリーンケミストリーとかサステナブルケミストリーというのはその用語の範疇に入ってくると思うのですが、まさにその観点で代替させていくときにどういうやり方がいいのか、今後そういうのがはっきりしてくるかなと思います。

私個人的には各国、各地域でやってしまうと、できるところはやるけれども、できないところは進まないということで、グローバルに見るとよくないと思いますので、まさに用語の定義など、基本的な部分については国際的に合意された基準の下で、足元をしっかりと整えた上で取り組む必要があると思っています。

(中下委員) ありがとうございます。大賛成です。

(村山座長) ありがとうございます。では、有田さん、お待たせしました。

(有田委員) 私は中下さんが出された2016年のものに関して、例えば法律の縦割りというところに横串が必要ということは、この場ですぐに何かできるわけではないと思うのですが、例えば環境ホルモンであれば、3省での取組（英国や米国との共同研究、その結果の状況等）について、各省庁の方に御意見を伺いたいと思っていました。

(環境省) 今環境ホルモンという言葉はあまり使っておりません。我々としては内分泌かく乱作用を有する物質という言い方をさせていただいているのですけれども、今日か

なり幅広いテーマをいろいろお話しさせていただいているところで、個別のテーマを事前に言っていただいた方がしやすいと思います。

私に関わっているところで少しお話しさせていただきますと、内分泌かく乱作用を持つ物質に関しては、我々は昨年、E X T E N D 2016というものをまとめたしまして、最新ではE X T E N D 2022というものを策定しております。この中には例えば内分泌かく乱作用を検出する試験方法の開発といったことをしております、OECD等で試験方法の標準化といったことを提案させていただいたりしております。その中では今ありましたように英国だとか米国との共同研究もさせていただいておりますので、決して取組が海外から遅れているということはないと思います。お互い内分泌かく乱作用という問題意識の中で、必要なところを補完し合っていてきているのかなと思っています。

その中で新しいプログラム・E X T E N D 2022の中では、先ほど須方委員からも出ましたNAMsの話を検討する旨も記載させていただきます。それから、先ほども少しございましたけれども、実は先日の化審法で二特指定に向けて動く、そのきっかけになったものがまさにE X T E N Dのプログラムの中で開発された試験方法を使った経緯がございます、化審法は厚生労働省さん、経済産業省さんと共管でさせていただいていますが、現行の制度の中での化学物質管理はしっかりと機能しているということなのかと思います。ただ、皆さん既に御存じのとおり、評価に関しましてはかなり時間がかかってしまった点もございますので、そういった点につきましては、今後この議論の経験を踏まえまして、しっかりとスムーズにいろいろ評価できるように取り組んでいきたいと思っています。

関連する分野で須方委員から人材育成のお話ございました。確かに昨今の研究ベースでの有害性評価となると、NAMsの話もそうですけれども、遺伝子がどうか、たんぱく質がどうか、最近のトレンドという意味では細かいところに行っているかと思っています。有害性評価をする際には、当然最終的な影響、Adverse Effectというのですけれども、それをしっかりと見なくてははいけません。E X T E N Dの中でNAMsという話も出していますが、我々としてはそれぞれのエンドポイントといったものが動いたことによって、それがどんな科学的な意味合いを持つのかといったことをしっかりと精査した上で、制度とかに活用していくということを考えております。

それから、先ほど中下委員からの情報伝達の在り方について御指摘がありました。化学物質の名称の件も私は少し関わりがございましたので述べさせていただきますと、昨年度の化管法の物質見直しの際にこの辺りを検討させていただきました。確かに既存の政令以上のもの、政令の名称になっているものを改めて変えるというのはなかなか難しいところもあります。その辺りは既に決まっている政令名称を使うというルールになってございますが、それ以外のところはIUPACに則るだとか、国際的に決められた手法にのっとり物質名称を決めていきたいと思いますので、内々ではいろいろと連携を取りながらやっているところでございますので、徐々にですけれども、皆様に分かりやすいような物質名称になっていくのではないかと考えてございます。

(村山座長) ありがとうございます。それでは、よろしいでしょうか。中下さんの資料は本日急遽用意いただいたと伺っていますので、その意味では準備が今日は少し難しいかもしれませんが、次回以降また議論できればと思います。

では、橘高さんからお願いします。

(橘高委員) 橘高です。資料についての御質問ということでしたので、最初に御説明いただいた資料1-2の16枚目のスライドについてお伺いします。環境中の化学物質による子供の心身の健康への影響等の未解明の問題に係る取組を進めてきたという記載があるのですけれども、これはエコチル調査のことをおっしゃっているのでしょうか。エコチル調査以外のものがあれば、何か具体的に教えていただけますか。また、15枚目のスライドの(3)で未解明の問題の対応のところに、エコチル調査と内分泌かく乱作用への対応が並んでいるのですが、エコチル調査の中でも内分泌かく乱作用を見ていくと理解してよろしいでしょうか。

(村山座長) 今の点はいかがでしょう。

(環境省) 1点目については、エコチル調査のことということで認識しております。それから、エコチル調査の中での内分泌かく乱作用についてなのですけれども、必ずしも内分泌かく乱作用がどんな作用、影響というものが恐らく明確になっていないかと思っておりますので、関係性に関しましては改めて連絡させていただこうと思っておりますが、科学的な意味では内分泌かく乱作用がどんなエンドポイントであれば内分泌かく乱作用ですよというのが非常に難しい部分だと思うので、その辺り確認させていただこうと思っております。



(橘高委員) エコチル調査以外のもので子供の心身の健康への影響に関する取組は何かあるのでしょうか。

(環境省) 把握していないので、確認させていただきます。

(村山座長) それについてはまた確認していただければと思います。では、崎田さん、お願いします。

(崎田委員) 今質問の時間が続いているのですが、そろそろ意見を言ってもよろしいでしょうか。

(村山座長) はい、結構です。

(崎田委員) 実は準備会合のときに2050年のカーボンニュートラルに向けて、産業界と社会が大変大きく変革していることや。そういう中で化学物質に関して私たちはどう考えていくのかということ素朴に発言させていただきました。

化学物質そのものに関しては、長い目で見れば先ほど中下委員の御発表された総合化などは大変重要なことだと私も思っています。その前に私が本テーマについて発言させていただいたときの素朴な思いを一言申し上げると、2050年カーボンニュートラルを日本も政府が宣言されて、成長戦略として産業界など多様な分野に投資をしておられます。そういうのを見ると、やはりこれからは化学産業がそういった機会を活用しながら、CO<sub>2</sub>を活用した新しい物質を作るとか、光合成に代わる新しい仕組みをつくるとか、化学産業が本気になるということが日本の将来あるいは世界の将来にも大きく影響してくると思いました。

そのときに、産業界がいろいろ新しい機会を活用しながら、先進的な開発をされるときに、しっかりと化学物質管理や情報公開・情報共有をしながら、化学物質のライフサイクル全体に関わるステークホルダーや消費者も含め、社会全体がしっかりと一緒に取り組んでいくという方法はないのだろうか、実はそんなことを素朴に考えました。

そういう意味で、今回産業界の方がどういう視点で御発表いただくのか関心を持っておりましたが、人材育成というところを強調されたのです。今日の環境省の資料1-2の9ページに、国際的に指摘されている今後の課題について、化学物質と廃棄物の適正管理を統合化していく方向を持つということと、企業コミットメントの強化が挙げられています。この辺の方向性と一緒になって考えると、何か大きな方向が見えてくるのではないかという気持ちが出て、今発言をさせていただきました。

た。

私たちが平成30年に政策対話で取りまとめた化学物質と環境リスクに関する理解力の向上についての提案は、学校教育の中でどんな具体例があるかという点にかなり関心を持って議論してきたと思うのですが、もう少し研究者や研究職という方のことも考えて、学校教育から高校、大学、産業での人材育成まで考えたような形で、提案を強化するというところもあるなということを今回の資料を拝見して思いました。

その上でもう1点はっきりした方向として、SDGsの実現に向けた総合的な化学物質管理の在り方を提言するなど、今私たちがこれから考えていかなければいけない課題を統合化していくような流れが政策対話の議論からできていけばすばらしいのではないかと印象を持っております。まずそういう発言をさせていただきます。よろしくお願いします。

(村山座長) ありがとうございます。準備会合でも崎田さんからカーボンニュートラルとの関係について御発言があったと思います。今日も資料1-2では、SDGsとの関係で気候変動とどう関係があるのかということが書かれていて、まさに今御発言いただいたことと深く関係することだろうと思います。その観点では14ページにある南アフリカのケープタウン大学とSAICMの事務局が開催している実践コミュニティというのは、興味深いと思っています。この中で気候変動との関係もあれば、人材育成に恐らく関わるようなキャパシティビルディングといったテーマも扱われているので、少しこの辺りを調べつつ、政策対話で何ができるのかということも考えられるかと思っています。ありがとうございます。

では、大分時間が過ぎてきていますので、御意見も含めてぜひ頂ければと思います。榎田さん、どうぞ。

(榎田委員) ありがとうございます。環境省でEXTEND2022について言及されたことに関連して、EUでの環境ホルモン規制の動向と比べて、意見を言いたいと思っています。まず、EXTEND2022は試験方法や研究に力が入っていて、個別物質について一成分一成分毒性があるかどうかの研究をする計画です。これから先も試験が延々と続いていくという感じで、規制に少しも足がかかってこないことが、見ていて非常に不安に思います。例えば、フタル酸エステル類とかビスフェノール類といった環境ホルモンについて、EUとか韓国では規制が進んでいます。それに比べ

で日本は、規制が遅れているということは否めないと思います。

その中で、EXTEND2022のように1成分ずつということをやっているのは追いつかないということがEUでも指摘されていて、化学物質をグループとして規制をしていこうということが議論されています。それが日本ではどうなっているのかというのはすごく気になります。フタル酸エステル類は非常に多くの種類があります。ビスフェノールAは企業の努力で国内での使用が随分減っていますけれども、それはビスフェノールSに置き換えただけの対応でした。EUの動向を見ると、どちらも規制の方向に進んでいます。結局、ビスフェノールSに移行しただけの企業は、さらに別の代替物質を使うことを迫られる状況です。このように類似物質をグループで規制していくことは、とても大事だと思います。

特に、フタル酸エステル類では、調理手袋などの規制がありますけれども、子供たちが使うプラスチック消しゴムのフタル酸エステル類が全然日本で規制されていません。子どもたちが学校でこれをなめつづけている状況が放置されています。このことについて、強い憤りを感じます。ぜひ、規制を進めていただきたいと思いません。

もう1つ意見として言いたいのが、労働安全衛生法などでは企業に化学物質のリスクアセスメントをさせています。化学物質の毒性とばく露量をかけてリスクアセスメントをします。ところが、PRTTR制度では、ばく露量、つまりキログラム単位の排出量ばかりが報告されていて、化学物質の毒性の情報が環境省から出てきません。そのために、PRTTRデータを使って物質を評価しようとする、トルエンやキシレンといった溶剤成分ばかりが排出量が多いよねということになり、本当に毒性のある成分がどこからどのくらい排出されているかが、情報として発信されていません。

以上の2つの点を、報告させていただきました。

(環境省) ありがとうございます。1点目、グループ規制に関するところですが、鎖長違いの物質の混合物等は一緒に評価したりしていることはもちろんあります。ただ、ほかの物質に関してグループ化するかどうかなると、どこまで似ているのかという議論が当然出てきます。そういったところも含めて科学的にグループ化する必要があれば、当然グループ化することも考えていくのではないかと考えてございます。

それから、P R T Rに関してですけれども、今公表されている情報は、排出量と有害性指定根拠（ランク 1 や 2 等）だと思います。恐らく審議会の資料になると、もう少し指定根拠となった有害性の詳細情報が公表されているのではないかと思いますけれども、そこまで一般の方がぱっと検索できる状況ではないのかなと思いますので、その辺りこういった公開の仕方があるのかというのは考えさせていただきます。ありがとうございました。

（村山座長） ありがとうございます。御意見の時間ということですので、いろいろと出していただければと思います。では、中地さん、どうぞ。

（中地委員） お配りいただいた資料 1 - 2 の一番後ろを見ていただきたいのですが、SDGs に関して皆さんと共通認識を取っていきたいということで意見なのです。政策対話で出た資料ということで出されているのですけれども、化学物質管理がSDGs とどう関連するのかという点については、最近の中環審や産構審等の資料で言うと、3、6、12だけではなく、11（レジリエントな都市をつくろう）も含めた4つのゴールが関連するのではないかという形で資料を整理されていると思います。皆さんとSDGs についてどのように化学物質管理を進めていくのか、2020年目標の後も継続して取り組んでいかなければいけないということを議論する際には、その辺の資料について共通認識の上で進めていくべきではないかと思います。次回で結構ですので、今の環境省なり経産省で考えておられるようなことを出していただければいいかなと思いました。

以上です。

（村山座長） ありがとうございます。どうぞ。

（事務局） 村山先生、済みません。今の御指摘について補足させていただいてよろしいでしょうか。

中地委員の御指摘のとおり、今資料 1 - 2 の19ページにお示ししている3、6、12以外も関連のあるものかと思いますが、こちらのスライドの位置づけといたしましては、その前の前のスライド（資料 1 - 2 の11スライドから13スライド）に人権や生物多様性といったテーマに関してSDGs との紐づけが整理をしています。一番上の健康のところだけ、3.9、6.3、12.4と細かい段階でありまして、この中身が何であったかと確認する際のカンニングペーパーのような扱いでお出ししているスライドになっておりますので、必ずしも関連するSDGs はこちらに記載している

3つだけはないと考えています。今回の資料の御参考ということで補足させていただきました。

(中地委員) 私が指摘したのは、他の分野と関連するSDGsのゴールという話ではなくて、産構審や中環審で2020年目標というものとSDGsを関連づけたときには、3、6、11、12を出して、それぞれのターゲットについて言及されているという点です。2020年目標を達成するということを言及されていますみたいな形で御説明されているので、それをこれまでも共通認識にするべきではないかということでお話したので、そこは勘違いしないようにしていただきたいと思います。

以上です。

(村山座長) そこは確認していただけますか。お願いします。では、橘高さん、お願いします。

(橘高委員) 政策対話が何を一体目指すのだろうかという点をこれまでも議論してきており、その成果の1つとして資料1-4として、理解力の向上について平成30年に取りまとめたものを御紹介いただきました。せっかくこの場にはこんなにたくさんのステークホルダーが集まっているので、何か有意義なものができるればいいなと思います。

第六次環境基本計画については、環境省の中でも部局が異なるというのは百も承知しているのですが、やはり本来、化学物質管理は環境基本計画の中にも取り入れられていかなければならないものだと思うのです。私は環境基本計画の中に化学物質管理が今、具体的にどのように環境基本計画の中に化学物質管理が位置づけられるのか全然分からないですし、それがいきなりパブリックコメントとして公表され、そこでコメントをくださいと言われても、せっかくこの場にこんなにたくさんステークホルダーの人がいるのに、直接意見交換する場もなく、インプットすることもなく終わってしまうのはすごくもったいないような気がしています。

なので、次回か次々回にポストSAICMの話が出てきますということだったのですが、ポストSAICMの話と基本計画の話は、少なくともオーバーラップしなければおかしいことだとも思いますので、せっかくなので環境基本計画の見直しのスケジュールにおいて、意味があるタイミングで、ぜひ政策対話でも議論をすることができればいいなと思っております。

(村山座長) ありがとうございます。環境基本計画との関係についてどういった関わりができるかということだと思いますけれども、御意見ということになります。何か

ありますでしょうか。

(環境省) タイミングに関しましては、いいタイミングでできるように、可能な限り調整させていただきます。

(村山座長) よろしく願いいたします。それでは、有田さん、お願いします。

(有田委員) 先ほど質問の時間だということで、質問のような感じで発言したのですが、質問というよりは、いろいろな省庁の方もいらっしゃるの、委員が意見を出した際には環境省の方だけが回答するというのではなく、各省庁の方にも回答いただきたいという趣旨で発言したつもりです。例えば内分泌かく乱物質については3省で取り組んでいらっしゃるの。環境省の回答も十分お伺いしたいのですが、せっかく貴重な時間を使って出席されている各省庁の方が、個人的な発言はなかなかしにくいと思うのですけれども、「そこについてはこのように考えて進めているし、こういう担当で全くやっていないわけではないけれども」等ということを教えていただければいいなと思います。また、準備会合の際にSDGsと化学物質の関係について、中地さんがゴールとターゲットの番号がありますよねという発言をおっしゃって、その中で国際的な情勢も知りたいという議論になって、事務局に本日の資料を準備していただいたのです。

この点に関して言えば、資料1-1の論点に記載されている「変わらず対応が必要リスクは何か」という点について、何人かの方がおっしゃっているように、EXTENDで取り上げられている内分泌かく乱作用をもつ物質の対応しかり、難燃剤しかり、化学物質の安全性とかいろいろなことも含めてどのように考えていくかという議論をしたほうがいいのではないかとの発言これまでであったと思います。

それから、論点3点目に記載されている「そのために各主体ができるアクションは何があるか」というのも、情報の在り方も含めてでしょうけれども、これは今日の論点としては大き過ぎるかなという感じで考えていました。また、日化協の資料に記載いただいているLRI活動については、国立環境研究所等で研究されていた先生がこの事業でマイクロプラスチックの研究などをされていたと思うのですけれども、一般消費者がもっと具体的に知ろうと思ったときに、なかなか求める情報にアクセスしにくいという事があると思います。今日は時間の制約上、なかなか詳細に御説明いただけなかったと思うのですが、例えば、化学物質に関連する情報提供をもう少し分かりやすくするための取組等、現在各省庁で動いていらっしゃることに

ついて教えていただけたらよいと思います。以上です。

(村山座長) ありがとうございます。大きくは3点かなと思います。1つは、せっかく省庁の方がいらっしゃるのです、御発言が頂ければいいということ。ただ、先ほど申し上げたように、中下さんの資料は今日出てきたので、すぐ御回答いただけるというのはなかなか難しいかもしれません。その点は御了承いただければと思います。ただ、おっしゃるとおりで、そういう意味でこの政策対話ができているので、可能な限り御発言いただきたいと思います。

(有田委員) もちろん回答できなかったからダメだということではなくて、分かる範囲でこういうことをやっているようですよと御説明いただきたいと思います。直接自分が担当していないので後日回答します、といった回答でも全然構いません。

(村山座長) それから2点目については、SDGsとの関係として今日資料を出していただいています。私も化学物質管理とどういう関わりがあるかなと思ったところもありますが、かなり幅広く関わるテーマと思いますので、ぜひこの点についてはさらに深く議論ができればと思っています。

3点目の情報提供のあり方や情報へのアクセスの問題について、もう少し具体的に議論ができればという御指摘だと思います。今の時点でせっかく御参加いただいている委員の方から御発言ありますでしょうか。特によろしいですか。よろしいようであれば、今日すぐということにはなかなかならないかもしれませんが、ぜひ次回以降、今のような御意見があったということを御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、富田さん、お願いできますでしょうか。

(富田委員) 連合の富田でございます。私からは資料1-1で論点としてお示しいただいたところに対して、労働組合としての課題認識と論点としてこういったことも検討してはどうかという要望を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、私ども労働組合において大事なものは、職場における労働安全衛生をどのように実践していくかという観点でございます。連合も1993年以降、全国セーフティネット集会を年1回全国規模で開催し、化学物質の取扱いも含めた労働安全衛生に関わる啓発や課題の洗い出しなどを行っています。

このベースになるのが3年に一度実施しております労働安全衛生に関する調査でございます。今年度実施し、もうすぐ速報値も出てくるところです。特に安全衛生

教育に関する課題について多く意見が上がるのが、「形式的な研修だと中身がなかなか身につかない」という回答が一番多く約35%、それに関連して、例えば「法定の教育だけしか行われていない」、「パート等への教育が行われていない」、「正規の労働者でも受講する人が少ない」、「管理指導する人がいない」といった課題が挙げられてございます。

先ほども申し上げましたとおり、職場における安全確保は何よりも優先される事項でありますので、雇用形態や管理区分に関わりなく、やはり丁寧な周知、教育が必要だという認識をしてございます。

ただ一方で、この調査の中では、化学物質には限らないのですが、例えば製造工場やプラントで働く方への教育の状況を見てみますと、例えば高齢者（60歳以上の方）に対しては77%に教育が実施されています。派遣・請負企業労働者に対しても85%に実施されているという結果が出ており、非常に高い実施率が担保されております。恐らくこれは法律などに則った専任管理者を配置して管理が行き届いているケースと推察いたしますが、先ほどもありましたとおり、こうした管理者をどのように育成し、職場に人材配置していくのかというのが大変重要な課題であると認識してございます。

それから、2点目は国際的な動向の観点でございまして、私ども労働組合の国際組織であるITUC（国際労働組合総連合）では、ディーセントワーク実現の一環として安全性向上を志向しておりまして、特に地方の公務セクターの安全基準の向上やバリューチェーン全体での各主体における人権DD（デューデリジェンス）の強化が挙げられてございます。例えば先ほどポストSAICMの御説明の中にありました廃棄物の適正管理との統合の進展もしくりで、グローバルレベルでは地方の公務セクターの現業などの方が日常的に化学物質を扱う事業主体になるといったケースもあります。こういった状況を我が国に置き換えてみますと、例えば災害時に役立つような、日頃からの地域をベースとしたリスクコミュニケーションのコーディネーターの育成なども今後非常に重要になってくるのではないかと考えてございます。

さらにバリューチェーン全体に効果を波及させていくための主体間の連携においては、先ほどのデューデリジェンスの取組も情報開示との関係で大変重要になってくるかと思っております。我々労働組合もこの課題では当事者だと思っておりますので、



事業内での教育に労働組合として参画していくほか、対話の機会や投資の促進などについても積極的に発信していきたいと考えてございます。

そうした観点からしますと、先ほどの論点にありましたどのような主体の観点が必要かという形でいくと、例えばカーボンニュートラルやSDGsとの関連で見ても、やはりデューデリジェンスを志向するような取組を加速させていくですとか、関連主体の中に地域の脱炭素化などに向けては、やはり地方自治体が主役になりますので、関連主体として地方自治体を加える等が重要と考えています。さらには職場の安全教育の観点から、私ども労働組合も積極的に関与してまいりたいと考えておりますので、労働組合の役割なども改めてこのテーマの中に織り込んでいただけると大変ありがたいと思いますので、そうしたことも含め御検討いただきたいと存じます。

以上でございます。

(村山座長) 富田さん、どうもありがとうございました。具体的な御意見を頂いたと思います。1つ、職場での安全は喫緊の課題で、具体的な調査に基づくお話を頂きました。国際動向として、地方の問題、それからバリューチェーン、デューデリジェンス、人権に関わる話だと思えます。私も環境影響評価は1つの分野としてやっているのですが、非常に影響を評価する対象がだんだん広がってきており、以前は環境だけだったのが、今では健康や社会あるいは人権まで広がっていますので、そういった点は大事と思えました。

では、橋高さん、お願いします。

(橋高委員) 化学物質の国際的な潮流ということで、サーキュラーエコノミーについて御紹介いただきました。サーキュラーエコノミーはとてもすばらしいと思うのですが、他方でやはり有害化学物質が一旦入ってしまったものがずっとぐるぐるリサイクルされ続けるという恐ろしい状況も想定されると思うのです。

今プラスチック条約の交渉が進んでいると思うのですが、その中でリサイクルの中で有害物質の扱いについても取り上げられる対象となるのではないかとこの方向で議論されていると聞いています。その辺りについて、もし具体的な情報をお持ちであったら教えていただきたいと思います。また、仮に条約の中で取り上げられていなかったとしても、そこは次回以降取り上げていかなければいけないことなのではないかと思うのです。

環境省の中で御担当されているのが海洋プラスチック汚染対策室という事ですが、そうするとどうしても有害化学物質という視点が落ちてしまうと思うので、その視点を条約交渉の中に入れていただきたいと思いますし、そこは日本にもリーダーシップをぜひ発揮していただければと思います。サーキュラーエコノミーと有害化学物質の関係について何か意見交換できるような機会や、それを条約交渉の場につなげていくようなことができれば、とても有意義なのではないかと思いました。

(村山座長) ありがとうございます。サーキュラーエコノミーとの関係で有害物質をどう扱うかについて深掘りすべきだという御意見と理解しました。

(橘高委員) 深掘りだけではなくてプラスチック条約の交渉にどう反映していくかというところかと思います。

(村山座長) 承知しました。有田さん、どうぞ。

(有田委員) 橘高さんに質問です。EUでは難燃剤などを入れた製品を扱わない等の議論がプラスチックに関する条例で行われていて、日本のプラスチック資源循環促進法(プラ新法)と関係があるかどうかを確認したいということなのですか。

(橘高委員) 全然詳しいことは分らないです。逆に日化協さんがその辺りの情報を把握していたらぜひ共有していただきたいと思います。ただ、ストックホルム条約では日本は適用除外を申請されているのですよね。臭素系難燃剤について、リサイクル利用の場合はストックホルム条約の適用がないとしているのは、現実的にそれを取り除くことができないからということだと思うのです。なので、そういう意味でもサーキュラーエコノミーとストックホルム条約と新しくできるプラスチック条約をどううまく使って、安全な社会をつくっていけるかというところを考えていかなければいけないだろうと思っています。

(村山座長) ありがとうございます。では、中下さん、お願いします。

(中下委員) 国際的なところなのですが、資料1-2のスライドの13ページに科学政策インターフェースの強化という部分がございます、括弧書きとして他のクラスターにおける科学政策プラットフォーム、気候変動に関する政府間パネル(以下、IPCC)であるとか生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)が記載されています。前々から化学物質の問題は因果関係の有無についていろいろな御見解の方がいらっしゃいますからなかなか決まらないという側面があります。温暖化についても実は当初そうでした。IPCCがで

きて、多くの科学者の方々が議論されて、その結論に従って各国は政策を取っていきましようかと歩調を合わせられた。これが非常に大きいと思うのです。

先ほど須方さんもおっしゃったように、国際的に基準は統一していかないと、公正な競争はできないと思うのです。だからこれは非常に重要だと思っておりまして、どうなっているのか。何かそういう組織ができるということが決まったと情報を聞いたことがあるのですけれども、それがあつたのだつたらどういふ形でできたのでしょうか。実は、プラスチック汚染対策に関する条約策定に向けた政府間交渉委員会（以下、INC）が始まる前にいろいろなステークホルダーたちの意見、関係者からの意見の中に科学政策インターフェースに関する議論も含まれていたと記憶していますが、その最新情報を教えていただきたいと思つています。

（環境省） ありがとうございます。今実はまさに海外で議論されているという状況ですので、もうしばらくお話を待っていただくのがよろしいかと思つています。

（中下委員） あとINC1の議事録も出るのでつよね。要約でもいいのですけれども。国民が全部英文を読めと言われたら大変です。環境省にて翻訳していただきたいです。

（環境省） 検討させていただきます。

（中下委員） よろしくお願ひいたします。

（環境省） 追加で先ほどの補足、富田さんから頂いたお話に関連するところですが、化管法では化学物質管理指針というものをつくつてございます。必ずしも全体が先ほどのお話とフィットするかどうか分らないですが、その中では地方公共団体さんとの事業者さんの連携の新しく追加されたお話がござつますし、それから災害対応に関しても新しく追加されたお話がござつます。

それから、少しずれるかもしれませんが、化学物質アドバイザーという事業も環境省では行つております。もともとはP R T R関係の御説明が主体だったのですが、近年では災害時にどうするか、どんな管理をしたらいいかだとか、そういったお話の御依頼が多くなつてござつまして、化学物質アドバイザーの中にはそういったテーマを得意分野とされている方もおられるようなので、ぜひそういったことも利用していただければいいのかなと思つてござつます。

それから、橘高さんから御指摘いただいたプラスチック条約の話なのですが、海外でも結構話題になっています。私が昨年参加させていただいたOECDのリスクマネジメントという会議の中では1つテーマになつてござつまして、海外で

も新しくリサイクル用のプラスチックの中に入っている物質をどんなものを測るかだとか、分析方法をどんなものにするかだとか、ワークショップグループを立ち上げるという話になってございました。日本から研究者の方も参加するようになってございますので、参考として情報共有いたしました。

(村山座長) ありがとうございます。それでは、ほかにいかがでしょうか。市民の方からいろいろと御意見を頂いて、労働サイドからも先ほど具体的な御意見を頂きました。産業界からは最初に日化協のお話を頂いたのですが、ほかに何か御発言等ありますでしょうか。お願いします。

(熊倉課長) 環境保健部の企画課長の熊倉と申します。昨年夏に着任して、政策対話は初めての参加となります。非常に多岐にわたる御意見を聞かせていただきまして、大変参考になってございます。

私からコメントなのですがすけれども、橘高さんからお話しいただいた第六次環境基本計画との関連はまさにそうだなと思いました。令和5年度が点検の年になっていまして、今年から検討会が立ち上がって、基本的事項の審議が始まっております。

環境行政の柱は大体、地域脱炭素と循環経済と生物多様性の3つになっておりまして、化学物質関係は4つ目、安心・安全のところに水俣病などと並びで書かれることが多い状況です。政策決定者にとっての優先順位をどう上げていくかというところは、環境保健部としては課題だと思っております、そこはぜひ政策対話の場でお知恵を頂ければありがたいと思っております。

中下さんから御指摘のあった化学物質と廃棄物の統合的アプローチみたいな話が一つのやり方かなと思っております、国際的にもそういうアプローチがされていますし、我々環境省の中でも環境保健部と資源循環局と水・大気環境局、3つに分かれておりますので、統合的にプレアップするような手段はないかなと思っております。

また、国際的な議論も生物多様性とCOPがあって、循環経済も最近海プラの関係がすごく注目されています。化学物質もポストSAICMや先ほど話題になった化学物質版IPCCのようなものをつくるという話もまさに動いているにもかかわらず、あまりマスコミ等でも取り上げられていません。国民、マスメディア含めて関心を高めて、まさに4本目の環境行政の柱として位置づけられると、中下さんがおっしゃっていた各論の取組も、政府全体で進めるインセンティブになるかなと

考えており、その辺りは今後のお知恵を頂ければと思ってコメント差し上げました。

以上でございます。

(村山座長) ありがとうございます。では、ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。オンラインの方もいらっしゃると思いますので、何か御発言あればぜひお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。無理やり発言しろというわけではございません。——ありがとうございます。

では、ほかになればそろそろ意見交換は閉めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

久しぶりに対面で政策対話を開かせていただいていますけれども、今日もいろいろと御意見を頂いております。毎回議事録を作成し、皆さんに確認を頂いた後公表していますけれども、それに加えて今回はディスカッションペーパーという形でどういった御意見が出たかという要約のようなものを作っていくという話になっております。今回本当にいろいろと御意見を頂いておりますので、その辺りをうまくまとめて、これも確認いただいた後公表していくということになるかと思っております。よろしくお願いたします。

では、以上で議題1については終わりということにさせていただきます。

では、次、その他ということなのですが、今後の進め方ということで、昨年度、それから今年の準備会合でいろいろ議論を出していただきました。これを踏まえて一部設置要綱の修正案が検討されています。これについて事務局から御紹介いただければと思います。

(事務局) ありがとうございます。では、皆様、参考資料1の設置要綱を御覧いただければと思います。

冒頭御紹介いたしました構成メンバーに加えまして、2点の修正案がございます。

まず1点目ですが、趣旨の最後2行の文章について、もともと「化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指す」と記載させていただいておりましたところ、「化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向け、政策や各主体の取組に対する提言を目指す」と修正させていただいております。ぜひ皆様で御協力いただきながら進めていきたいという趣旨でございます。

2点目の修正点が3.開催のところでございます。(1)に、毎年度2回の開催とし、おおむね9月及び1月の開催を目安とすると追記させていただいております。

皆様の日程調整によっては多少前後することがあろうかと思いますが、およその目安としてこの開催のペースでつかんでいければということでございます。

参考資料1について御説明は以上となります。

(村山座長) ありがとうございます。趣旨についてはこの議論を踏まえてということですが、政策に対する提言というのはこれまでどおりですが、加えて今日の資料1—4にあるような取組に関する取りまとめということも大事な会合のアウトプットというところもありますので、今回も加えたということです。

また開催の頻度・およその時期は、事務局としては大変かなと思いますが、しっかりと明記していただくということです。

以上ですが、よろしいでしょうか。——ありがとうございます。

では、用意している議題としては以上ということになりますが、ほかに何か委員の方から御発言等ありますでしょうか。どうぞ。

(環境省) 本日は議題としてはかなり大きな観点から、まずは皆さんの共通認識ということで、設定させていただきました。具体的な話はなかなかしにくかった点もあろうかと思うのですが、ぜひ感想等でもよいので何か御発言等あればぜひよろしくお願いします。今後こうしたとか政策対話に対する期待といったことも含めてよろしくをお願いします。

(村山座長) ありがとうございます。では、追加の御意見等ありましたら、ぜひ事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、ほかによろしいでしょうか。——では、ないようでしたらこれで進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局) 長時間にわたり議事進行、ありがとうございます。また、皆様も議事に御参加いただき、ありがとうございました。ただいま環境省より御説明ありましたとおり、追加でコメント等ございましたら、1週間程度をめどに御連絡いただけますと大変幸いです。

また、本日の議事録は取りまとめ次第、委員の皆様にお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。それとは別に先ほど座長から御紹介いただきましたように、今回初めてディスカッションペーパーとして議事録の簡易版を作りたいと思っております。そちらも御確認お願いできればと思います。

また、次回の政策対話は、先ほど御説明させていただきましたとおり、年度明け

の9月頃を予定しております。具体的な日程につきましては、また年度明けになると思いますが、事務局から皆様にメールで御連絡、御相談させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、一般傍聴の皆様にはスライドの投影ですとか音声の不備がございまして、聞きづらい点、見づらい点があったかと思っております。この場を借りてお詫び申し上げます。次回以降の運営の参考にさせていただきたいと思っておりますので、御退出の際のアンケートに運営面、内容面含めまして御意見頂ければと考えております。

それでは、以上をもちまして、第17回化学物質と環境に関する政策対話を終了いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

以上